

### 3. 議会関係

(9) 通年会期制に関する調 (平成28年4月1日現在)

ア 法第102条の2第1項による通年会期を導入している議会

#### ① 都道府県分

都道府県名	導入時期	会期の設定状況	定例日の設定状況
栃木県	H25.4.1	4月1日	平成27年度:9/17 9/24 9/28 9/29 10/8 10/13 11/27 12/1 12/3 12/4 12/17 2/19 2/23 2/25 2/26 3/9 3/24 平成28年度:5/27 5/31 6/2 6/3 6/17 9/21 9/26 9/28 9/29 10/13 12/12 12/14 12/16 12/19 12/27 2/20 2/22 2/24 2/27 3/10 3/23
計	1団体		

イ 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会  
① 都道府県分

都道府県名	導入時期	会期の設定状況
三重県	H25. 1. 1	○平成27年1月19日から平成27年12月21日まで ○平成28年1月18日から平成28年12月21日まで
滋賀県	H26. 3. 31	○平成27年5月12日から平成28年3月18日まで ○平成28年4月26日から平成29年3月21日まで
計	2団体	

3. 議会関係

(9) 通年会期制に関する調 (平成28年4月1日現在)

ア 法第102条の2第1項による通年会期を導入している議会

② 市区町村分

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況	定例日の設定状況
北海道	森町	H23. 1. 1	1月1日	3月及び9月の1日から15日 6月及び12月の第2週目の火曜日及び水曜日
北海道	洞爺湖町	H26. 5. 1	5月1日	6月又は12月は10日から15日 9月は、15日から25日まで 3月は、5日から20日まで
北海道	日高町	H25. 1. 1	1月1日	3月、6月、9月、12月の第2水曜日並びに引き続く木曜日、金曜日
岩手県	葛巻町	H26. 1. 20	1月20日	3月第1金曜日から第3火曜日 7月第1金曜日から第2金曜日 9月第1金曜日から第2金曜日 12月第1金曜日から第2金曜日
岩手県	久慈市	H27. 4. 1	4月1日	6月の第2木曜日、その翌週の火曜日及び水曜日並びに翌々週の水曜日 9月の第1木曜日、その翌週の火曜日及び水曜日並びに翌々週の木曜日 12月の第1木曜日、その翌週の火曜日及び水曜日並びに翌々週の水曜日 2月の最終金曜日、その翌々週の火曜日及び水曜日並びに翌々週の金曜日
岩手県	平泉町	H27. 12. 25	1月1日	3月、6月、9月、12月
宮城県	美里町	H28. 4. 1	4月1日	①3月及び9月・・・第1火曜日 ②6月及び12月・・・第2火曜日
宮城県	川崎町	H24. 3. 14	1月4日	3月、6月、9月及び12月の第1又は第2火曜日から数日間とする。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることがある。
福島県	小野町	H26. 1. 1	1月1日	3月 (第1木曜日)、6月 (第2水曜日) 9月 (第1木曜日)、12月 (第1木曜日)
福島県	福島市	H26. 8. 1	8月1日	9月及び12月の1日 翌年3月及び6月の1日
茨城県	常総市	H26. 5. 1	5月1日	6月1日、9月1日、12月1日及び3月1日前の直近の水曜日
神奈川県	厚木市	H27. 1. 1	1月1日 (議員の任期満了の年における会期は、1月1日から7月31日まで及び法第102条の2第4項の招集の日から12月31日まで)	議会の会期等に関する条例の第2条第1項で、 (1) 2月22日から3月19日まで (2) 6月1日から6月21日まで (3) 9月1日から10月5日まで (4) 11月29日から12月21日まで と規定している。 なお、第2項で第1項の規定にかかわらず、上記の期間以外の日を定例日とすることができる。
新潟県	柏崎市	H25. 5. 1	5月1日 (改選や解散のあった年は除く)	(1) 6月、9月及び12月の5日 (2) 翌年2月20日 災害その他の理由のため、前項の規定により難しい場合は、議長が市長と協議して定例日を別に定めることができる。
新潟県	阿賀町	H27. 5. 1	5月1日	7月6日～11日 9月6日～16日 12月13日～16日 3月7日～17日
石川県	津幡町	H25. 1. 1	1月15日	3月、6月、9月及び12月の4日
石川県	中能登町	H28. 4. 1	4月1日	3月、6月、9月及び12月の5日
石川県	能登町	H26. 11. 1	1月1日	3月、6月、9月及び12月の6日
長野県	木祖村	H24. 9. 14	3月1日	3、6、9、12月
三重県	鳥羽市	H26. 5. 1	5月1日	5月15日、6月12日、13日、14日、9月10日、11日、12日、12月7日、8日、9日、翌年3月5日、6日、7日 (ただし、定例日が市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日を定例日とする。)
大阪府	島本町	H26. 4. 1	4月1日	6月23日、9月3日、12月13日及び翌年2月27日 (ただし、当該日が町の休日に当たるときは、その翌日)

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況	定例日の設定状況
大阪府	能勢町	H27. 1. 1	1月1日	3月4日及び同日以後の同月内における議長が別に定める日、6月15日及び同日以後の同月内における議長が別に定める日、9月10日及び同日以後の同月内における議長が別に定める日、12月10日及び同日以後の同月内における議長が別に定める日。
岡山県	鏡野町	H25. 4. 1	1月4日	3月、6月、9月及び12月の3日
徳島県	小松島市	H25. 9. 1	5月1日	6月10日、9月、12月及び翌年3月の5日
徳島県	三好市	H25. 11. 1	12月1日	6月、9月及び12月の1日 翌年2月25日
徳島県	勝浦町	H25. 7. 10	7月10日	平成27年7月10、23、24、27日 8月18日 9月8、9、10、17日 10月22日 11月5、25、26、30日 12月15日 平成28年1月19日 2月17日 3月8、9、10、11、22、23、24、25日 4月26日 5月17日 6月21日
福岡県	川崎町	H25. 4. 1	4月1日	6月、9月、12月及び翌年3月のそれぞれ第1火曜日を1回目とし、4日目までを条例で規定している
長崎県	壱岐市	H24. 1. 1	1月（1月のいずれかの日となるが日にちまでは定めていない。1月会議の開催日が始期となるため、毎年変動する。）	1月に開会又は再開し、3月・6月・9月及び12月に再開する。ただし都合によりこれを変更することができる。
熊本県	多良木町	H27. 4. 1	4月1日	6月、9月、12月、3月の第1又は第2火曜日を初日とし、当該日以降の期間において議長が定める日
熊本県	あさぎり町	H25. 4. 1	4月1日	3月、6月、9月及び12月の第1又は第2火曜日から数日間とする。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。
計	28団体			

イ 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会  
② 市区町村分

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況
北海道	根室市	H25.9.15	9月1日から8月31日まで
北海道	福島町	H21.4.1	4月1日から3月31日まで
北海道	利尻富士町	H26.3.1	3月召集の日から翌年の召集日前日まで (議員の任期満了の年における会期は、3月召集の日から9月末日及び11月召集の日から翌年の召集日前日まで)
北海道	豊浦町	H22.12.20	・豊浦町議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了及び議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。 ・豊浦町議会の定例会の招集時期を1月とする。ただし、議員の任期満了の年にあつては、1月及び11月並びに議会の解散があった場合は、1月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月に招集する。 (会期は通年だが、1月何日から何日までという特定の日付は定めていない。)
北海道	白老町	H20.6.1	1月1日から12月31日まで
北海道	芽室町	H25.4.1	5月1日から4月30日まで
北海道	池田町	H27.1.1	・池田町議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。また、議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、前記の回数に、当該年中の議会の解散(議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日が翌年に属する場合を除く。)の回数を加えた数とする。 ・池田町議会の定例会の会期は1月から12月とする。ただし、議員の任期満了の年にあつては、1月から4月及び5月から12月とし、議会の解散があった場合は、1月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後の月から12月までとする。 (会期は通年だが、何月何日から何月何日までという特定の日付は定めていない。)
岩手県	滝沢市	H26.1.1	・定例会は、年1回とする。議員の任期満了に伴う一般選挙が行われた年の定例会の回数は、年2回とする。 ・会期は、1月から12月までとする。議員の任期満了の年における会期は、1月から7月まで及び8月から12月までとする。
岩手県	紫波町	H23.1.1	・定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。 ・毎年1月にこれを招集するものとする。ただし、議員の任期満了に伴う一般選挙がある年は、1月及び7月に招集する。
岩手県	矢巾町	H26.6.1	1月4日から12月28日まで
宮城県	登米市	H27.1.1	1月から12月まで (会期の設定は、要綱で定めている)
宮城県	蔵王町	H20.12.22	1月1日から12月31日まで
宮城県	柴田町	H25.4.1	4月から次の会期の前日まで
宮城県	色麻町	H27.1.1	1月5日から12月28日まで
秋田県	東成瀬村	H23.6.1	1月(招集された日)から議決した日まで
福島県	只見町	H23.3.8	当年3月会議の開会日から翌年3月会議開会の前日まで
福島県	会津美里町	H28.1.1	1月から12月まで
千葉県	長生村	H22.1.1	1月から翌年の招集日前日までとする。議員の任期満了の年は1月から5月及び5月から翌年の招集日前日までとし、議会の解散があった場合は1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日の属する月から翌年の招集日前日までとする。
千葉県	大多喜町	H25.3.26	原則1月から翌年の招集予定日の前日まで
東京都	文京区	H26.5.1	5月から翌年4月まで
東京都	青梅市	H27.5.1	招集議会(5月)から4月30日まで
神奈川県	相模原市	H25.12.24	平成28年1月13日から平成28年12月21日まで
神奈川県	寒川町	H24.4.1	1月から同年12月まで (議員の任期満了の年における会期は、1月から同年2月及び同年3月から同年12月まで)
神奈川県	開成町	H22.1.1	平成28年1月1日から平成28年12月31日
石川県	金沢市	H26.3.24	定例会の会期は、6月から翌年の3月までとする。ただし、議員の任期満了の日の属する年にあつては、5月から翌年の3月までとする。
石川県	白山市	H25.9.1	3月から翌年2月までとする。
石川県	内灘町	H27.12.17	5月から翌年4月まで

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況
長野県	信濃町	H25. 1. 1	平成28年1月12日から平成28年12月21日まで
長野県	小布施町	H22. 3. 23	3月から翌年の2月まで
長野県	軽井沢町	H23. 1. 1	・1月に招集し、会期を決定する。 ・議会の任期満了又は議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、選挙後招集時に会期を決定する。
愛知県	豊明市	H24. 4. 1	5月から翌年4月末までの間に定める。
三重県	四日市市	H23. 5. 1	平成27年5月18日から平成28年4月28日まで
滋賀県	大津市	H25. 5. 17	毎年5月から翌年4月末まで
京都府	京都市	H26. 3. 3	4月26日から3月24日まで
京都府	精華町	H27. 9. 1	4月8日から3月29日まで
大阪府	枚方市	H27. 5. 1	平成27年5月19日から平成28年4月28日まで
大阪府	大東市	H26. 4. 1	平成28年5月18日から平成29年3月24日まで
大阪府	大阪狭山市	H25. 4. 1	開会は毎年とし、閉会については招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める
和歌山県	かつらぎ町	H26. 1. 1	1月から12月まで
高知県	土佐清水市	H26. 1. 1	1月から12月まで
熊本県	御船町	H22. 4. 1	毎年4月から翌年3月まで
鹿児島県	南大隅町	H25. 4. 1	4月1日から3月31日まで
計	42団体		